

別紙 3

入札条件（建設コンサルタント業務等用）【消費税率 10%適用】

1 競争入札参加心得等

入札参加者は、山口市上下水道事業競争入札参加者心得（以下「参加者心得」という。）、入札公告等（入札公告並びに指名競争入札における指名通知及び入札説明書をいう。以下同じ。）及び設計図書類等（設計図書、この入札条件、指示事項その他の入札公告等に添付する書類をいう。以下同じ。）を十分に理解し、信義誠実の原則を守らなければならない。

一般競争入札（条件付一般競争入札を含む。以下同じ。）の場合においては次に掲げる事項その他の入札公告に定める入札に参加できる者の資格要件に該当していることを確認の上で入札に参加しなければならない。また、指名競争入札において次に掲げる事項を満たさない者は入札を辞退しなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（用語の定義等は、次に定めるほか、その詳細については別に山口市公式ウェブサイトに掲載する「資本関係・人的関係に関する取扱基準」のとおり）。
 - ア 「資本関係」とは、会社法に規定する子会社等と親会社等の関係又は親会社等を同じくする子会社等同士の間をいう。
 - イ 「人的関係」とは、一方の会社等の役員等（取締役、執行役、業務執行社員、組合員、監事、管財人等をいい、社外取締役、会計参与、監査役、執行役員等を除く。以下同じ。）が他方の会社等の役員等を現に兼ねている場合の2者の関係をいう。

2 制度要綱・要領及び申請様式

参加者心得、この入札に関連する制度要綱・要領及び提出書類の様式その他重要な連絡事項については、山口市公式ウェブサイト上の「山口市電子入札ポータルサイト」の「重要なお知らせ等」又は「様式等」等の欄に掲載するので、入札参加者は、それらを閲覧し、又は必要な書類を適宜ダウンロードして閲覧若しくは使用をすること。

ただし、個別の入札における入札公告等又は設計図書類等において提出書類の様式を指定した場合は、その指定した様式を使用すること。

3 電子入札システムの利用**(1) 利用方法等**

山口市電子入札システムの利用をする際は、「山口市上下水道事業電子入札実施要領」に定める事項に留意すること。なお、電子入札で行われる入札において紙入札で入札参加をする際は、「紙入札での入札参加手引」に定める事項のとおりとする。

また、「山口市電子入札ポータルサイト」を参照し、必要な準備等を行うこと。

(2) 代表者等を変更した場合の取扱い

電子入札システムを利用して行う入札の場合、契約代表者等（下記※）の変更（死亡した場合を含む。）後に、競争入札参加資格の審査事項の変更手続及びICカードの名義変更の両方又は一方を行わずにした入札は無効とするので、契約代表者等を変更した場合は次のとおり対応すること。

ア 新しいICカードが届くまでの間は、紙入札での入札参加となるので、「紙入札での入札参加手引」のとおり、必ず発注者へ紙入札参加承認願を提出すること。

イ 直ちに、「競争入札参加資格審査事項等変更届」による入札参加資格の審査事項の変更手続及びICカードの更新手続を行うこと。

ウ 新しいICカードが届いた場合は、必ず新しいICカードで入札をすること。

- (3) 受任者で登録している場合の取扱い
競争入札参加資格の登録において、山口市と契約を締結する相手方として「委任先（本店以外の営業所等）で契約をする」とし、受任者で登録している者が、「本店の代表者（代表取締役等）」名義のＩＣカードを利用して行った入札は、無効とする。
- (4) 複数のＩＣカードを所持している場合
入札をする権限を有する者が２名以上いる場合で、ＩＣカードを複数所持している場合は、契約代表者等の名義のＩＣカードにより入札を行うこと。契約代表者等でないほうの名義のＩＣカードにより行った入札は無効とする。
同じ名義のカードを複数所持している場合で、工事の業者番号で利用者登録したＩＣカードにより行った入札は無効とする。
- (※) 「契約代表者等」とは、建設コンサルタント業務等に係る山口市の競争入札参加資格の登録における「山口市と契約を締結する相手方（本店又は委任先の支店・営業所等）の代表者（代表取締役、支店長等）」をいう。

4 設計図書類等の閲覧

- (1) 閲覧場所及び日時
設計図書類等については、入札公告等の日に、「入札情報公開システム」に掲載する。「入札情報公開システム」の入口は、「山口市電子入札ポータルサイト」中に設ける。
- (2) 一般競争入札において「入札情報公開システム」に掲載した設計図書類等を閲覧する際に必要なパスワードを設定している場合は、次のとおりとする。
ア パスワードを取得したいときは、入札公告に定める入札執行課に照会すること。
イ 照会できる者は、「入札に参加できる者の資格要件」に示す「登録業種」に係る入札参加資格を有する者とする。
ウ 提出方法は、電子メール又は持参とする。電子メールにより照会する場合は、「山口市電子入札ポータルサイト」の照会フォームに必要事項を入力の上、送信することとし、持参により照会する場合は、パスワード照会・回答書（参加者心得様式第１号）を提出すること。回答は、遅くとも照会の受理日から起算して２日以内（閉庁日（下記※）を除く。）には行うので、期間経過後も回答がない場合は入札執行課に電話等で問い合わせること。
エ 照会期限は、入札締切日の前日（閉庁日（下記※）を除く。）午後４時までとする。なお、入札公告に別に定めた場合は、その定めによる。
(※) 閉庁日とは、山口市の休日に関する条例（平成１７年山口市条例第９号）に規定する休日をいう。以下同じ。

5 設計図書類等に関する質問

- (1) 質問方法
設計図書類等に関して質問があるときは、内容質問書（参加者心得様式第２号）を電子メール又は持参により、提出すること（電子メールの場合、送信後に電話連絡を行うこと。）。
- (2) 質問期限
入札公告等に定める。
- (3) 提出先
入札公告等に定める事業担当課とする。
- (4) 回答の方法
入札公告等に定める期限までに、速やかに入札情報公開システムに掲載する。

6 入札の参加申請（指名競争入札の場合は、対象外）

参加者心得第４条（入札参加資格確認申請）の申請は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加資格確認申請書の提出
ア 電子入札システムにより行う場合
電子入札システムにより「競争参加資格確認申請書」を作成し、入札公告で定める添付書類をＰＤＦファイルにして、添付して送信すること。
入札公告で添付書類を求めない場合は、便宜的に「競争参加資格確認申請用ファイル」（ＰＤＦファイル）を添付すること。

イ 添付ファイルの容量が添付可能な範囲（概ね３ＭＢ）を超える場合

電子入札システムにより「競争参加資格確認申請書」を作成し、入札公告で定める添付書類の代わりに「確認資料等紙提出届出書」（山口市上下水道事業電子入札実施要領様式第１号）を添付して、送信すること。

送信後、電子入札システムに表示される「競争参加資格確認申請書受信確認通知」を印刷し、入札公告で定める添付書類とともに、公告に定める入札参加資格確認申請の期限までに（期限内必着）、持参又は郵送すること（郵送の場合は書留又は簡易書留とし、「競争参加資格確認申請書在中」と朱書すること）。

提出先は、入札公告に定める入札執行課とする。

(2) 設計共同体名称の登録

電子入札システムで競争参加資格確認申請書を提出する際に設計共同体名称を登録する必要がある場合は、４０文字以内となるよう、業務名を省略して入力すること。

<例>【正式名称】山口△○◇活性化支援センター新築工事に伴う設計業務Ａコンサルタント・Ｂ設計・Ｃ設計事務所設計共同体

【省略名称】Ａコンサルタント・Ｂ設計・Ｃ設計事務所設計共同体

(3) 提出書類の訂正

既に提出した申請書及び添付書類の訂正は、提出期限内に限り認める。その際は、訂正しようとする書類のみでなく、申請書及び添付書類全体を提出すること。

また、受理した申請書及び添付書類は、返却しない。

(4) 費用負担

申請書及び添付書類の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(5) 紙入札で入札参加の場合

上記(3)及び(4)に定めるもののほか、「紙入札での入札参加手引」に定める事項のとおりとする。

(6) 参加資格の確認

提出締切後、申請書及び添付書類について入札の参加資格の有無の審査をし、結果を通知するものとする。なお、申請書又は添付書類に不備があり、参加資格の有無が判定できない場合は、参加資格を認めないものとする。

7 入札参加の辞退

次のとおりとするほか、参加者心得第７条（入札の辞退）に定めるところによる。

(1) 辞退の方法

電子入札システムにより辞退届を作成して送信すること。ただし、何らかの事情により電子入札システムを使用できない場合は、参加者心得第７条に定めるところによる（下記(2)なお書により入札書提出後に辞退届を提出する場合は、持参のみとする。）。

(2) 辞退届の提出期限

入札公告等に定める入札書の提出期限までとする。なお、当該期限までであれば、入札書の提出後であっても、辞退届の提出ができる（下記１０の再度入札を除く。）。

8 入札の中止又は延期

電子入札システムに何らかの障害が発生した等により必要と認められる場合は入札を延期するものとするほか、参加者心得第１３条（入札の中止等）に定めるところによる。

9 入札の執行

(1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額（消費税相当額を含んだ金額）の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書の提出方法
入札書受付期間内に電子入札システムで入札書を作成して送信すること（紙入札での入札参加の場合を除く）。
- (3) 入札書の書換え等
入札書を提出した後は、いかなる場合も書換え、引換え又は撤回をすることはできない。ただし、上記 7（入札参加の辞退）(2)なお書の規定による辞退はできる。
- (4) 紙入札での入札参加の場合
上記(1)並びに参加者心得第 9 条（入札書等の提出）及び第 10 条（代理人による入札）に定めるもののほか、「紙入札での入札参加手引」に定める事項のとおりとする。
- (5) 開札時間については、他の入札の開札と重複する場合又は前の入札に時間を要する場合等は、必要に応じ、適宜、開始時間を繰り下げる等の措置を執るものとする。

10 再度入札

次のとおりとするほか、参加者心得第 17 条（再度入札）及び第 18 条（再度入札への参加制限）に定めるところによる。

- (1) 入札を行う回数
初回の入札と再度入札を合わせた回数は、3 回までとする。ただし、予定価格を事前公表した場合については、1 回とする。
- (2) 再度入札の通知
再度入札を行うこととなった場合は、再度入札の参加者に対し、開札日の遅くとも午後 1 時までに、再入札通知書を電子入札システムで送信する。開札日程等の都合上、午後 1 時までの通知が困難な場合は、あらかじめその旨を示した上、電話等の方法により周知をするものとする。
- (3) 再度入札の日程等
次のとおりとする。ただし、入札公告等により異なる日時を定めた場合は、入札公告等に定めた日時とする。
 - ア 入札書受付開始日時
上記(2)の再入札通知書の到着の概ね 5 分後から
 - イ 入札書受付締切日時
上記アの通知の翌日（閉庁日を除く。）の午前 9 時 30 分
 - ウ 開札日時
上記イの入札書受付締切日の午前 10 時
(開札時間については、他の入札の開札と重複する場合は、必要に応じ、適宜、開始時間を繰り下げる等の措置を執るものとする。)
- (4) 紙入札での入札参加の場合
上記(1)(3)に定めるもののほか、「紙入札での入札参加手引」に定める事項のとおりとする。

11 無効入札

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 参加者心得第 11 条（無効とする入札）に定める入札
- (2) 電子入札システムによる入札にあっては、上記 3（電子入札システムの利用）において無効と定めた入札及び「紙入札での入札参加手引」の定めに著しく反した入札
- (3) 下記 12（先抜け方式）において無効と定めた入札
- (4) 指名競争入札において、上記 1（競争入札参加心得等）の(1)～(3)に掲げる事項を満たさない者がした入札

12 先抜け方式

この入札が先抜け方式による場合は、山口市上下水道事業先抜け方式入札実施要領に定めるところにより、競争入札に付す複数の入札案件の落札決定順位をあらかじめ定めて、落札決定順位が上位の入札案件で落札者等となった者の下位の入札案件における入札を無効として取扱う。

13 落札者決定の方法

(1) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の金額をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。

なお、入札参加資格の審査を入札後に行う「事後審査方式」の場合は次のとおりとする。

ア 落札候補者の入札参加資格があることが確認できる場合は、当該落札候補者を落札者とする。

イ 落札候補者の入札参加資格がないと確認された場合は、当該落札候補者のした入札は無効となり、当該落札候補者に次ぐ低価格で有効な入札をした者があるときは、その者を新たに落札候補者に指定して、入札参加資格の審査をする。以後、落札者が決定するまで、同様にア及びイを繰り返す。

(2) 落札者とししない者

次に掲げる者は、落札者とししない。

ア 山口市上下水道事業建設コンサルタント業務等最低制限価格制度実施要領に基づき最低制限価格の設定をしている場合で、最低制限価格を下回る額で入札した者

イ 上記 11 により無効とした入札をした者

ウ 山口県警察からの情報提供等により、暴力団等と関係を有する者であることが判明した者

エ その他公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとして、契約することが著しく不適当と上下水道事業管理者が認める者

(3) くじによる決定

同額入札があったためくじを行う場合は、参加者心得第 19 条（落札者となるべき同額の入札をした者が 2 人以上ある場合の落札者の決定）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

ア 電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。

イ 何らかの理由により電子くじを実施することができない場合は、別途入札執行者が指定する場所及び日時において、書面によるくじを実施するものとする。

ウ 上記(1)における「事後審査方式」の場合は、くじにより審査の対象となるべき落札候補者の順位を決定した上で、(1)のア及びイのとおり、審査を行う。

14 契約書の作成

(1) 契約書は、山口市上下水道事業建設コンサルタント業務等約款のとおりとする。ただし、別に入札公告等により契約約款を指定した場合は、指定したものを使用する。

(2) 入札公告等において電子契約の方法によることができると定めた場合にあっては、電子契約を希望する落札者は、山口市公式ウェブサイトに掲載する「電子契約の利用申出」の案内に従い、「電子契約利用申出書」を提出しなければならない。

15 前払金の支払条件

入札公告等で前払金を「有」と定めた場合における前払金の額は、委託料の額の 10 分の 3（1 万円未満の端数切捨て）を超えない額とする。

別紙 4

指示事項（建設コンサルタント業務等用）

1 施工管理基準等

受注者は、委託業務の実施に当たっては、入札公告日又は指名通知日における最新の「山口県業務委託共通仕様書」によること。港湾事業に係る業務については、入札公告日又は指名通知日における最新の「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」によること。

2 業務の仕様

当該業務委託の条件並びに仕様及び特記事項は、設計図書及び特記仕様書のとおりとする。

3 法令の遵守

受注者は、委託業務の実施に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。

4 産業廃棄物

設計図書及び特記仕様書で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量1トン当たり1,000円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象となくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。

5 テクリスの登録

受注者は、契約金額100万円以上の測量及び調査設計業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。））に基づき、「通知書」を作成し、監督員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出すること。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、完了検査合格後10日以内とする。
- (3) 業務履行中に、受注時登録データのうち、委託期間、契約金額、管理技術者のいずれかに変更があった場合の変更データの提出期限は、変更があった日から10日以内とする。
- (4) 前3号に規定する日数の算定においては、閉庁日（山口市の休日に関する条例に規定する休日を含む。以下同じ。）を除く。

6 公共建築設計者情報システムの登録

建築関係建設コンサルタント業務においては、受注者は、契約金額100万円以上の建築設計業務について、業務完了後10日以内（閉庁日を除く。）に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録すること。なお、登録に先立ち、監督員の確認を受けること。

7 暴力団等の排除

暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行う全ての者をいう。）からの不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）の排除については、次のとおりとする。

- (1) 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「山口市上下水道事業入札参加資格者に係る指名停止措置要領」別表の措置基準「3 1 不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、1～9ヶ月の指名停止措置を検討する。
- (2) 暴力団等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 不当介入により委託期間の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に委託期間延長等の請求を行うこと。

8 ウィークリースタンス

調査・設計等業務における受発注者の労働環境の改善を図ることを目的とし、以下のとおり「ウィークリースタンス」を行うこととする。

(1) 対象業務

災害対応等の緊急を要する業務を除くすべての業務とする。

(2) 実施内容

以下の項目について、受発注者相互で確認・調整のうえ、取り組む実施項目を設定する。

ア 資料作成等作業依頼や打合せを正規の勤務時間以外（昼休みや17時以降）には行わない。

イ 資料作成等作業依頼を行う場合には、適切な時間を確保し期限を設定する。

ウ 休日の前日（金曜日等）に資料作成等作業依頼を行う場合は、休日明け日（次週の月曜日等）を期限日としない。

エ ノー残業デーは、16時以降に打合せ及び勤務時間外の連絡を行わない。

オ ノー残業デーに資料作成等作業依頼を行う場合は、翌日を期限日としない。

カ その他、上記以外で取り組む内容がある場合に設定する。

(3) 実施方法

ア 発注者は、初回打合せ時に本取組の内容を受注者に説明するとともに、取り組む実施項目を「ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）」を基に受発注者双方で確認し設定する。取組期間については、初回打合せ時（取り組む実施項目を設定した日）から工期末までとする。

イ 受注者は、「ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）」に取り組む実施項目を整理し、打合せ記録簿で提出し、受発注者間で共有する。

ウ 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組のフォローアップ等を行う。

エ 成果品納入時の打合せにおいて、実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し、受注者は「ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）」に記入し打合せ記録簿で提出し、共有する。

(4) 緊急時の対処方法

業務の内容や特性を踏まえ、緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び休日又は夜間作業等により、設定した取り組み実施項目が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）について、双方で確認し設定する。

9 市内産資材の活用

当該業務が設計業務の場合、受注者は、「山口市ふるさと産業振興条例」の趣旨を踏まえ、監督員と協議の上、市内生産業者又は市内取扱い業者から調達できる資材の使用に努めた設計を行うこと。